

SSBJ、日本初のサステナビリティ開示基準を公表

Point
1

いつから・誰に適用されるか？

SSBJ基準は、プライム上場企業が金商法に基づく法定開示（有価証券報告書）で適用することを想定して開発されましたが、具体的な適用企業や強制適用時期の定めはありません。今後、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」での議論に基づき、**金融庁が法令で定めることが想定されています。**

Point
2

基本的な開発方針は？

国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするため、原則として、国際基準（ISSB™基準※）の要求事項をすべて取り入れる方針で開発されています。一方、**日本独自の取扱いを認める容認規定や、日本独自の追加開示を求める定めも一部あります。**

※ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS®サステナビリティ開示基準」

Point
3

何を開示するか？

投資家等の意思決定に役立てるため、企業の見通しに影響を与える合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクと機会に関する開示（サステナビリティ関連財務開示）が求められます。具体的には**4つの柱**（ガバナンス・戦略・リスク管理・指標と目標）ごとに開示すべき事項が定められています。

Point
4

公開草案からの主な変更点は？

指標の算定期間とサステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間が一致しない場合、報告期間に合わせる点が、公開草案から変更されました。

Point
5

適用初年度の経過措置は？

実務負担を考慮して、比較情報、気候以外のリスクと機会に関する情報、**スコップ3GHG排出の開示**が免除される等の経過措置の定めがあります。

公開草案には、100通を超えるコメントが寄せられました。

SSBJでは、可能な限りISSB基準との整合性を図ったうえで、基準を最終化しています。また、今後、SSBJ事務局が「SSBJハンドブック」（規範性のないガイダンス）を公表し、情報提供ニーズに対応していく予定です。